

# 野中義美税理士事務所 通信

No.93

## 今月のテーマ 「相続財産を譲渡した場合の取得費加算の特例」

**1. Q** 相続税支払いの為やその他、何らかの理由により、相続財産を手放すとは少なくないと思いますが、その際、発生した譲渡益には所得税がかかり、負担となってしまいます。そこで、相続財産を譲渡した場合の特例がありますか。

**A** 相続または遺贈により取得した土地、建物等の財産を一定期間内に譲渡した場合に、相続税のうち一定金額を譲渡資産の取得費に加算できる「取得費加算の特例」があります。この特例は、譲渡所得のみに適用がある特例ですので、株式等の譲渡による事業所得及び雑所得については、適用できません。



**2. Q** この特例の適用を受ければ、譲渡所得から差し引ける金額が増えることになりますので、所得税の節税につながりますが、特例の適用を受けるための要件はどのようなものがありますか。

**A** (1)相続や遺贈により財産を取得した人であること  
(2)その財産を取得した人に相続税が課税されていること  
(3)その財産を、相続開始のあった日の翌日から相続税の申告期限の翌日以後3年を経過する日までに(通常3年10ヶ月)に譲渡していることで、これらの要件の全てを満たす必要があります。

**3. Q** 取得費に加算する相続税額は、どのような算式で計算されますか。

**A** その者の相続税額をその者の全体課税価格で除し、そしてその者が譲渡した財産の課税価格を掛けた算式で、計算した金額です。すなわち、全体で按分することです。ただし、その金額がこの特例を適用しないで計算した譲渡益を超える場合は、その譲渡益相当額になります。しかも譲渡した財産ごとに計算します。

**4. Q** この特例の適用を受けるためには、一定の書類を添えて確定申告をすることが必要となると思いますが、一定の書類とはどういうものですか。

**A** (1)相続財産の取得費に加算される相続税の計算明細書  
(2)譲渡所得の内訳書(確定申告書付表兼計算明細書)

FMサガ、NBCラジオ佐賀「野中税理士の税務相談コーナー」放送中!

6月放送は 6月14日、28日(FMサガ) 【第2、4火曜】午後4時30分～

6月 2日、16日(NBCラジオ佐賀) 【第1、3木曜】午後2時10分～

今日の  
一句

私が大学一年生の時、学生運動が始まりました。それは1968年5月のパリでの自由と平等と自治を掲げた1千万人のデモから世界に広がりました。そこで一句!!

「パリの街 空のかなたへ 自由の歌」(若者の理想)

♪ 美しき五月のパリ 加藤 登紀子

今日の  
一言

「悲しい涙を流している人はきれいなものでしょうね」

「涙をこらえて笑っている人はきれいなものでしょうね」

(吉田拓郎：イメージの詩)